

第3章 監査結果及び意見

第1節 全般的事項

[1] 監査結果及び意見の一覧表

項目	監査結果 /意見	指摘事項	頁
第1節 全般的事項			
[2] 学校調査票	監査結果	1. 施設維持管理の早急な対応について	21
[3] 学校園と教育委員会等との連携の視点	意見	1. 学校園の会計と教育委員会の役割	22
		2. 教育委員会議事録の開示について	22
		3. 防災危機管理への対応	23
[4] 合规性監査の視点	監査結果	1. 物品等経費の支払期日について	23
	意見	1. リース契約について 2. 職員ローテーションについて	23 23
[5] 3E 監査の視点	監査結果	1. 施設整備計画の必要性	24
	意見	1. 利用料金の減免と観覧料の無料者について	24
第2節 学校教育関連			
[1] 学校管理経費—人件費	意見	1. 用務員の適正配置人数について	30
		2. 用務員業務委託契約における最低制限価格の設定について	30
[2] 学校管理経費—物件費	監査結果	1. 物品等経費の支払日について	42
	意見	1. 光熱水費等の管理について	43
		2. 水道管工事について	43
		3. プールの使用水量の計測日について	44
4. 有用な情報の共有化について	44		
[3] 工事請負費	意見	1. 最低制限価格の設定について	47
[4] 就学援助金	意見	1. 就学援助金の支払方法について	48
		2. 申込時の添付資料について	49
[5] 学級崩壊への対応	監査結果	1. 学級崩壊の迅速な報告について	52
		2. 学級崩壊への対応の改善	52
[6] 備品管理	意見	1. 実地たな卸について	53
[7] 学校図書館	監査結果	1. 学校図書管理について	59
	意見	1. 廃棄基準の必要性について	60
		2. 学校図書の確保について	60
		3. 中古の本を購入することの検討について	60

[8]私立幼稚園運営費補助金	意見	1. 職員数及び園児数の基準日について	61
		2. 確認書類の様式について	61
		3. 補助金の支給について	62
[9]滋賀県小中学校長会等負担金	意見	1. 負担金の妥当性	64
[1 0]学校の適正規模	意見	1. 小中学校適正規模の検討の必要性	72
		2. 幼稚園の規模適正化の進め方について	72
[1 1] 防災危機管理	意見	1. ハード面の対策	80
		2. ソフト面の対策	80
[1 2] 学校徴収金	意見	1. 公費と私費の区分	90
		2. 「要項」の周知徹底について	91
		3. 学校徴収金の実務	92
		4. 徴収額について	93
第3節 学校給食・保健			
[1] 学校給食の実施	意見	1. 入札数の少ない品目について	102
		2. 副食物資（食材）の規格の見直し	102
		3. 物資選定の新しい制度の検討	103
		4. 副食物資の随意契約による調達について	103
		5. 自校方式の給食について	104
		6. 学校給食共同調理場の委託業者選定の基準	104
[2] 給食費の徴収	意見	1. 給食費の未納状況等の保護者への説明	107
		2. 3月給食費の調整状況の把握	107
		3. 公会計化への課題	107
[3] 医師・薬剤師への報償費	意見	1. 学校医等への報償費について	112
		2. 大津市医師会等への補助金について	112
[4] 学校開放事業	監査結果	1. 使用料の請求手続の遅延	116
	意見	1. 管理指導員の自己管理	117
		2. 運営委託費の見直し	117
[5] 社会体育施設	意見	3. 学校体育施設使用料の見直し	117
		1. 社会体育施設の使用料の見直し	121
		2. 使用料の収納に係る内部統制	121
[6] 大津市体育協会	意見	1. 体育協会の所在地	122
		2. 体育協会の収入	122
[7]市民スポーツ振興	意見	1. スポーツ振興費の有効性	123

第4節 社会教育関連			
[1] 公民館	監査結果	1. 公民館施設の適正規模について	150
		2. 公民館整備に係わる長期計画の必要性	150
		3. 支所と公民館のあり方	150
		4. 講座等開催事業の効率化	151
		5. 使用料の減免について	151
		6. 利用者団体の公共性	152
		7. 使用許可申請書について	152
	意見	1. 利用者の営利性	153
		2. 坂本公民館分館の必要性	153
[2]生涯学習センター (科学館を含む)	監査結果	1. レストラン施設の使用許可	168
		2. ホール施設の使用許可について	169
		3. 総合管理委託業務	169
		4. 施設貸付に係る使用許可申請書	170
	意見	1. 生涯学習センターでの現金の取扱い	170
		2. ホール等施設利用者の営利性	170
		3. レストラン施設貸付時の財産的基盤検討	171
		4. 科学館常設展示更新事業	171
[3]北部地域文化センター	監査結果	1. 業務委託の確認方法について	173
		2. ホール施設の貸付	175
	意見	1. 使用許可申請書	175
		2. 喫茶コーナーの運営について	176
[4]和邇文化センター	監査結果	1. 清掃業務委託	177
	意見	1. ホール等施設の稼働率向上	177
[5] 図書館	意見	1. 不明図書対策について	189
		2. 図書購入額について	189
		3. 職員の配置について	190
		4. 開館時間及び休館日について	191
		5. 図書館に対する市民の声について	192
		6. 指定管理制度など民間活力の導入	193
[6] 文化財保護	意見	1. 公有地化された遺跡の活用	197
[7] 歴史博物館	監査結果	1. 歴史博物館の収入管理について	199
	意見	1. リース契約について	199
		2. 小中学校生の入館者数について	200

[2] 学校調査票

I. 概要

1. 調査の方法

天津市立の小学校、中学校、幼稚園の全学校園に対して平成 25 年 7 月に実施した。調査票は教育委員会に発送、回収を依頼し、全 89 校園から回答を得た。

2. 調査票の質問の概要

I. 学校の概要について

II. 教育の質の向上について

1. 学校評価の実施手法
2. 学力向上の取り組みについて
3. 豊かな心を育てる教育の手法
4. 業務効率化について
5. 教員の研修、評価について
6. 教員の評価について
7. 「学級崩壊」について

①平成 24 年度から現在に至るまで貴校で学級崩壊の実態がありましたか。

②学級崩壊がある場合、学級崩壊に至る原因は何か、分析されていますか。

③学級崩壊がある場合、どのような対処をされていますか。具体的に記載して下さい。

8. その他

教育の質を高めるために現在必要とするもの、また欠けているものは何だと考えますか。具体的に記載して下さい。

III. 教育環境について

校舎等の老朽化他により、現在、もしくは将来、支障がある、不安があることはありませんか。施設等の老朽化があれば具体的にご記入下さい。

IV. 学校事務管理について

1. 学校徴収金 保有口座等の具体的内容
2. 備品の管理、たな卸の方法について
3. 学校図書管理について
4. 修学旅行について 業者選定の方法、経済的理由で参加できなかった生徒の有無他
5. 教科書改訂について (中学校のみ)

V. 学校経営

教職員の勤怠管理等について

VI. 市教育委員会に関する要望

市教育委員会に関する要望はありますか。具体的に記載してください。

3. 調査票の結果の概要

(1) 教育の質の向上について

学校評価は、全学校園で実施されており、学校園だよりやホームページなどによって公表している。

「学級崩壊」について、その実態があったかという質問に対して、「ある」という回答はなかったが、「学級崩壊に近い状況の学級があった。」「学級崩壊とまでは至らないが、担任の指示が通らない、担任への暴言、授業妨害等の状態が見られた。」「学級崩壊には至らなかったが、指導がうまくいかない学級はあった。」といった回答があった。

また、学級崩壊に至る原因は何かという質問に対し、「学級担任の指導力不足と学年間の指導の連携が大きく関わる。」「担任と児童の信頼関係が構築されていないのが最大の原因」、「学級規律の乱れ、特定の児童の影響、教師の児童理解力や指導力不足」、「子どもの実態に合わせた指導ができていないときや子どもと教師の信頼関係が希薄になっているときに起こりやすい。」という回答があった。

教育の質を高めるため現在必要とするもの、また欠けているものという質問に対し、「教員の多忙化の軽減、超過勤務の縮小。（教員が忙しすぎて、疲弊し、時間的にも体力的にも精神的にもいっぱい、いっぱいな現状がある。）自主研修できる時間の確保。」「教員が意欲を持って、子どもに接することができる環境および教員本人の前向きな気持ち。いろいろなことに考えをめぐらせることができる教育者としての想像性。」「保護者や地域住民から信頼される教育公務員としての自覚と使命感が必要である。」といった回答があった。

(2) 教育環境について

雨漏り等による施設の老朽化を訴える内容が多く、具体的な老朽化等の指摘のあった学校園の内容は次表のとおりである。

1. 小学校の状況

小学校名	施設の老朽化等の状況
比叡平	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベータが老朽化して、耐用年数を超過しています。かごが途中で停止し、閉じ込められることもあり、大変危険です。早急に、改修工事をするようにお願いしていますが、なかなか順番が回ってこないのが現状です。 ・体育館の屋根の改修工事（トタン屋根にサビが発生し、雨漏りがあります） ・校舎の屋上の改修工事や外壁の改修工事（屋上からの雨漏りや側壁の割れ目から廊下に水が入り、水溜まりが発生しています）。 ・避雷針の増設（避雷針によって落雷をカバーできる範囲が、校舎の3分の1程度で、落雷がよくあります）。 ・プール周辺の樹木の根が、排水管を割って管内に広がり、排水管が詰まっています。
瀬田	<ul style="list-style-type: none"> ・地中の排水管からの漏水。（地上に噴き出すたびに何度も工事をするも、その度さらに弱い箇所が破裂する状態。水道料金も異常に高額である。） ・パソコン室、配膳室、体育館からの雨漏りがひどい。また廊下にも壁から雨が染み出し水たまり状態になる箇所がある。 ・児童数急増の中、教室やトイレ・手洗い場の数の不足や昇降口の狭さが懸念される。

日吉台	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の外壁に亀裂が入り、一部が割れて落下したり、雨漏りがしたりする。 ・校舎内壁の塗装が古くなり、白い塗料が浮いている。 ・トイレの洗浄、排水システムの故障が多く、悪臭がする。 ・学校周辺のフェンスに穴が開いている。 ・バリアフリーの設備（スロープ、トイレなど）がない。 ・体育館への渡り廊下が木製で一部朽ちているなど、十分整備されていないため、悪天時等危険である。 ・校舎をつなぐ渡り廊下に壁がないため、降雨や積雪時に滑りやすく危険である。 ・家庭科室に給湯器がなく、衛生的な活動が難しい。 ・校舎の造りから、1階の扉を閉め切ることができず、防犯上不安がある。
瀬田東	<ul style="list-style-type: none"> ・校区内で宅地開発が進んでおり児童数の増加が見込まれるが、教室が足りない。 ・建物の老朽化が進み、雨漏れ、壁塗装の剥離、窓やドアの開閉がしづらい、鍵がかかりにくい、建物に大きなひびが入っている、など
瀬田南	雨漏り、廊下タイルのはがれ、階段滑り止めの欠落。外壁および渡り廊下コンクリート剥離一部落下。天井はがれ。トイレ異臭など大規模な改修が必要。
田上	本校は非常に古い学校で、雨漏りによる天井の傷みや壁のひび、金属の劣化などが非常に多くある。大きな地震を想定すると不安が大きい。
大石	校舎は、新しいのですが、昨年夏の大雨で雨漏りがあり、最上階の廊下が水浸しになりました。運動場に設置されている遊具（うんてい）の足元が腐食していて、現在使用禁止のまま放置してある。
南郷	校舎壁面のコンクリートブロックの落下が心配である。体育館の屋根、廊下壁面からの漏水が生じている。換気扇フード部分が老朽化し落下する恐れがある。廊下ビータイル、トイレタイルの剥がれ落ちや割れが生じている。
石山	現在の校舎は、昭和 53 年全面改築された。老朽化により多方面で支障がでている。特に水回りの老朽化が目立つ。
晴嵐	・晴嵐小学校の校舎は、強い雨が降ると 1 階から 3 階まで側壁の亀裂から雨がしみ出している。このことから壁の亀裂が数カ所外とつながっている。この雨水の染み込みが続くことで側壁コンクリートの劣化がますます進むのではないかと危惧している。また、配線等がショートすることも心配している。
膳所	校舎壁のひび割れ、雨漏り、水漏れの多い水道管、外れやすい校舎内の窓など。
平野	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面クラックからの漏水・天井板の傷み・臭いトイレの改修・手洗い場の不足。 ・教室引き戸の老朽化・危険で使用できない非常階段・暗くて汚い図書室など
藤尾	学校施設の老朽化が目立つ本校では、床や壁の傷みも激しく、雨漏り箇所もあちこちに見られる。
志賀	築 50 年が経過し、支障があり、かつ大変不安である。暗い、水道管の劣化に伴う水質悪化、すぐにブレーカーが落ちる、教室内の掲示板、ロッカー等の破損、床からの虫の教室への侵入、外壁の落下等。
唐崎	雨漏り。北校舎トイレの老朽化と洋式便器の設置 蓄熱ヒーターの完全撤去。校地周辺フェンスの改修。渡り廊下扉の改修。
下阪本	プール、体育館の老朽化。構造上校舎内の通気が難しいこと。トイレの換気が不十分なこと。
堅田	施設については、老朽化が激しく、いたるところで不具合がある。その都度、教育総務課へ報告・相談をしている。

仰木の里東	非常階段が、さび付いて危険。運動場のり面の植え込みの木の根がむき出しになっており、倒木の危険がある。中庭に放送のスピーカーがなく、緊急時に連絡が行き届かない。増築校舎の階段の踊り場に、手すりと窓があるが、子どもがその間に入れる構造になっており、子どもが落ちてしまいそうで危険。
仰木の里	可動式の壁・・・つりドアのため現在も不具合を感じながら使っている。 壁のひび割れによる、防水シートの劣化による・・・漏水 遊具・・・老朽化による腐食
仰木	・阪神淡路震災の影響か、校舎の壁に亀裂が走っていて、大雨などの際雨漏りが見られる。体育館がすり減っている。非常階段にさび等が見られ、しかも避難場所への距離が長いいためか、避難経路に設定できない。非常時のためにあるべき階段だと思うので現在安全かどうか確認を依頼している。 ・教室用インターホンが一部の教室にしかない。
真野	壁に亀裂あり、雨漏りあり。ドアの建てつけが不安な箇所あり。昇降口の地面がコンクリートもむき出しで塗り替えてほしい。室内での熱中症も心配であり早くエアコンを完備してほしい。
伊香立	・トイレの水漏れ等不具合のある箇所が増えてきた。校舎壁面のよごれが目立ってきた。 ・体育館底の下面の破損がある。トイレ内のタイルの剥がれがある。廊下の床面パネルの剥がれがある。老朽化した遊具が使用不可でそのままにしてある。
葛川	体育館（雨漏り）、プール（プールサイド）、グラウンド内の車の駐車、
小野	・体育館の雨漏り（来年度大修理計画） ・教室の雨漏り ・電気関係の故障
木戸	プールの腰洗い槽からの水漏れやプールろ過機本体の故障（劣化により穴があく）
小松	廊下の床の破損。階段の手すりが低く改善を至急お願いしたい。

2. 中学校の状況

中学校名	施設の老朽化等の状況
志賀	①水道水が不適。②暖房器具が古く、修理がきかなくなってきた。 ③時計が古く、遅れ出すが、機械が古く修理できない。 ④生徒の下駄箱がスチール製で古く、錆びて土台が腐ってきており、倒れてきている。⑤グラウンドと校舎の間が、里道のため、溝が通っており、溝蓋がほとんどないため、ケガをする生徒が多い。
伊香立	プールが古く危険であり、補修では対応できない。校舎の雨漏り。
真野	体育館の放送設備が使用不能。暗幕の開け閉めができない。プールの老朽化。
唐崎	・体育館（床・壁面・ギャラリ雨漏り等） ・校舎（増築部分の雨漏り、ドアゴム、特別教室の窓側棚の天板破損、教室の照度） ・ガラスのひび割れの放置（未改修） ・トイレの悪臭、掃除用具ロッカーの破損（ドア無し） ・学校周辺のフェンスの破損 等
打出	・バリアフリー、防災安全の観点からの施設の改善が必要であると思う。 ・施設等の老朽化について プールの老朽化、グラウンドの鉄棒等の老朽化、教室のドア、黒板の補修、教室の蛍光灯の照明の交換及び増設、特別教室の棚等の固定、教室の机、イスの交換、洋式トイレの増設と改修

栗津	北校舎のドアの開け閉め及び施錠がしにくい トイレの水の流れが弱いため、特に夏場はにおいがきつい。
北大路	1学期、修繕してもらったが、体育館の壁面のボードが剥がれかかっていた。また、未修繕のところでは、トイレのタイルがコンクリート壁と剥離しているような場所がある。さらには、長い渡り廊下を作っている木製の柱の末端部分が腐っていてグラグラしており強風で倒れないか心配である。
石山	校舎全体・体育館の老朽化が気になる。耐震工事は終わったものの、ひび割れや雨漏れの箇所がいくつかある。
南郷	エレベータの設置が必要。物の移動や怪我（骨折）人に対応できない。雨漏りが毎年起こっており、修理してもまた別の箇所で起こってしまう。
瀬田	校舎が現在地に建設されて38年の月日が経つ。必要に応じた改修は実施されているが、水回りの不具合やドア・窓の老朽化、教室の照度不足、設備備品の過不足など多くの課題がある。

3. 幼稚園の状況

幼稚園名	施設の老朽化等の状況
滋賀北	・2階テラスの柵の穴に子どもが足をかけて上りついて転落する危険がある。協力者会議でも改善を求められたため、穴をふさいでほしいと要望しているが、一向に改修してもらえないことに不安をおぼえている。
下阪本	・プールの消毒槽の排水溝が詰って使えない。 ・プール周りのフェンスの傷みがひどくなってきている。
志賀	雨漏りや壁への水漏れがある。 玄関先の土地の陥没がある。
比叡平	・園舎増改築後であるが、水道配管が古いままの状態であり、水洗トイレの水の流れが悪い。感染症（胃腸炎）などの流行につながる恐れがあるため、改善が必要と思われる。
長等	一部保育室において、床面の波うちが見られること。 流し台等排水口のある場所で隙間が見られること。 木製遊具の老朽化。（ささくれや腐食がある） 樹木の整理。（空洞のある樹木）
膳所	壁のひび割れ。天井の雨漏り。クロスのはがれ。床の劣化。
富士見	外壁や庇がひび割れ、表面が腐食してきている。 建具の歪みで窓や扉など開閉が困難、開閉できない箇所もある。 雨漏れがある。
石山	施設がかなり老朽化している。（昭和51年新築移転） ・遊戯室に雨漏りする箇所が2箇所ある。 ・水道管が古く内部がさびてきているので水が出ないところがある。 ・外壁が浮いて外側がめくれて落ちてきている。 ・テラスの一部に異常な盛り上がりがある。 ・水道代が異常に高く、調べてもらっているがどこから漏れているのかわからない。 ・トイレ天井部分から水漏れがあり修理中であるがどこから漏れているのかわからない。 ・サッシがしまりにくいところがある。 ・壁紙がはがれて汚い部屋がある。 ・土面が陥没しているところがある。

大津	<ul style="list-style-type: none"> ・空調—特に夏、室温が30度を超える中で、4時まで保育をするのは、園児の体調管理面で不安 ・園児は、園庭に広がって活動するが、門が低く、防犯カメラもなく、外部から簡単に侵入できるので不安
上田上	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスから園庭に出る部分のコンクリートが陥没し割れている。段差になるので、足元が危険。 ・プールの塗装が剥がれ、中には穴が開いている箇所もある。プール内で膝を擦りむいたり、指がはさまったりする危険性がある。 ・保育室床面の磨耗が激しい。ワックスを塗っても浸み込んでしまったり、隙間が開いてしまったりするので、今後ささくれてくることも予想され、危険である。

(3) 学校事務管理について

学校徴収金が回収できない場合について、どのようにしているかという質問に対して、全額回収できているという学校園もあるが、未納のある学校園では、督促状の配付、担任、事務職員、管理職が電話、家庭訪問を行って回収できるように努めているとの回答があった。また、口座引落が頻繁に不能になる場合など保護者からの要請により就学援助費を校長口座で直接受領しているケースがあった。

学校図書の整備状況について、予算が少なく蔵書数が不足しているという回答が多かった。そのような中で、「PTAの補助等もあり、比較的蔵書が多く、内容的にも恵まれている」という回答もあり地域的な違いもある。

修学旅行について、事前に就学援助費を申請するなどの対応がなされ、経済的な理由で参加できない生徒は全校なかった。

(4) 教育委員会への要望

「いじめ加配による市費講師の年齢が制限されたことにより、即戦力のある講師を採用することができませんでした。」や「最近、調査・アンケート等の実施が増加し内容の重複もみられる。議会等への対応で必要があることは理解しているつもりであるが、量や質、必要性を考え、最小限にしていきたい。」といった調査の重複をなくし事務負担の軽減を要望する学校が多かった。

II. 監査結果

1. 施設維持管理の早急な対応について

「学校調査票」によれば、施設の老朽化に関する質問に対し、エレベータの故障や雨漏りと記載した学校園が20校園程度もある。雨漏りは通常放置しておく、漏電による火災の危険性や建物の寿命が短くなるおそれがある。また、放置する期間が延びるほど原状回復費用が増大する可能性もある。「2. 水道管工事についてp43」で記載している学校の水道管工事とも合わせ、現時点での修繕費と、放置して施設を劣化させた後の修繕費や水道代の損失金額等を比較検討し、必要最低限の修繕等は適時に実施されたい。また、特に安全に係わる部分については、より早急に対応すべきである。

[3] 学校園と教育委員会等との連携の視点

学級崩壊に関して、学級崩壊の定義が明確にできない点もあり、学校での実状が教育委員会に十分に伝わっていないと思われる部分があるので、実状の把握方法を検討されるとともに、できる限り適時に対応されることが必要である。また、学級崩壊の原因が教師側にある場合の担任の変更等の人事上の取扱いについては、学校と大津市教育委員会で協議の上、滋賀県教育委員会に連絡し、速やかに正常な教育環境を提供する必要がある。(p 52で監査結果として記載)

また、次の意見に掲げる項目等においても、学校園と教育委員会や大津市のその他の部署との連携が不足していると思われる事案があった。

I. 意見

1. 学校園の会計と教育委員会の役割

大津市立の小学校、中学校、幼稚園において、各校別の決算書は作成されていないが、一般的な収支状況は、下表のとおりである。

支出	収入（負担者）
学校教職員に係わる人件費	小学校、中学校の教職員は原則として滋賀県が負担。幼稚園の教職員、小中学校の用務員、加配職員（一部）は、大津市が負担。
学校管理に係わる人件費以外の経費	基本的に大津市が負担。
学校建設に係わる経費	大津市が負担。
教材費等	公費、私費に区分し大津市と保護者で負担。
修学旅行費用、卒業アルバム費用、給食費	保護者が負担。

大津市が負担すべき経費については、大津市の財務規則等に基づき事務手続が行われるものの、学校徴収金など私費会計（保護者負担）の部分に対しては、基本的に学校任せであった。しかし、平成 24 年度に「学校徴収金の取扱いに関する要項」を各学校に通達し、私費会計の部分についても基本的なルールが示された。ただし、現在のところ不十分な点も見受けられる。(p 91 参照)

公費と私費の区分については、大津市立の学校園における会計の適正性を担保するためには、学校で行われている私費会計の全容把握が必要と考えられる (p 90 参照)。PTA 会費からの「教育振興費」等受け入れについても、PTA の会則や受納手続が適正であれば問題がないとも考えられるが、現状では PTA 会費の使途が把握されていない点が問題であると考えられる。

教育委員会は、学校との連絡を密にし、私費会計も含めた学校会計の実態を把握した上で、公費部分の範囲の妥当性も確認しつつ事務執行を行われたい。

2. 教育委員会議事録の開示について

教育委員会の議事録は、月 1 回開かれる定例会に関しては、ホームページ上で公開されているが、定例会以外に開催される臨時会については公開されていない。臨時会においても重要な議案審議がなされており、議事録をホームページ上で公開することが望ましい。

3. 防災危機管理への対応

総務部危機・防災対策課において、「防災マップ・カルテ」として、市民に向けて土砂災害や活断層の危険地域であることを公表し注意喚起を行っている一方で、この「防災マップ・カルテ」について、教育委員会をはじめ、大津市全体として、その公表結果を受けた大津市内の公共施設の安全性の検討がなされていない。すなわち、大津市役所内で横の連絡が十分にできていない。今後、総務部危機・防災対策課が中心となってさらなる調査や検証を行い、市全体として学校地をはじめとする公共施設としての適正性を慎重に検討されたい。

[4] 合規性監査の視点

各論で記載しているほか、教育委員会全体あるいは大津市共通の事項と考えられる事項につき指摘する。

I. 監査結果

1. 物品等経費の支払期日について

支払期日に関しては、「物品等経費の支払日について p 42」において、大津市契約規則どおりの支払を行うよう指摘している。しかし、請求書の日付から支払日までが契約規則で定めた日数を超過している事案は、上記指摘案件以外にも散見された。契約規則違反にならないよう発注担当課から出納室まで十分な連絡をとり、支払期日の徹底を行う必要がある。

II. 意見

1. リース契約について

「科学館常設展示更新事業 p 171」や「リース契約について p 199」で記述しており、その他のヒアリングの中でも散見されたが、リース会社の選定に関しては入札等の手続が規定されているものの、リース契約を締結する際のリース対象物品の範囲や選定方法に関する大津市としての契約上の規則が整備されていない。

規則が整備されないなか、所管課では個別対応されているが、規則上明示がないため入札等の手続が行われていないこともあり、見積合わせ等が実施されていても書面上記録が確認できないケースもあった。リース契約による物品取得が頻繁に見られるようになるなか、リース対象物品をいかに決定するかと言うことが実質上重要となるために規則の整備を行う必要がある。

2. 職員ローテーションについて

教育委員会内には、技術を要する職種の職員がいることもあり、同じ担当部局で同じ職務が長期化しているケースが見られた。許認可が行われたり、業者選定が行われたりする部門に長くいるとどうしても業者との癒着等が問題になることが過去の不正事例等から見られるので、不正の防止の観点から技能職といえどもある程度の年数で担当部局の異動を行うか、少なくとも職務分担の変更を行うよう配慮されたい。

[5] 3E 監査の視点

効率性の観点から「用務員の適正配置人数について p 30」や「公有地化された遺跡の活用 p 197」につき、過去の事業実績にとらわれることなく、事業のあり方を見直しされたい。共通的な事項は次のとおりである。

I. 監査結果

1. 施設整備計画の必要性

「公民館施設の適正規模について p 150」、「公民館整備に係わる長期計画の必要性 p 150」で述べているとおり、公民館の利用率が非常に低い状態である。田上公民館は平成 24 年度に建替えられ新築となっているが、利用度は相変わらず低率で、新設された展示室は未だ利用されない状態が続いている。(平成 26 年 1 月末時点)

施設整備を行う際には、現状での利用状況を十分考慮し、長期的な整備計画に基づいて実施すべきである。その際、新規の施設整備だけでなく、大規模改修や前述した雨漏り等の修繕工事の必要額も十分検討し、教育委員会全体として、長期計画を策定されたい。

II. 意見

1. 利用料金の減免と観覧料の無料者について

「公民館 p 124」で記述しているが、公民館の利用者のうち利用料を支払っているのは 1 割程度である。公民館は、社会教育施設であり、自主事業や地元自治会等が利用料金を減免されることは問題ないが、利用の過半は登録されている「利用者団体等」であることを考えれば減免される団体の登録基準の妥当性については検討を要する。(p 151 参照)

また、科学館、歴史博物館において、市内在住の 65 才以上の者は無料とされているが、現在の平均的な資産状況等からは、高齢世帯の方が若年世帯に比べ裕福な状態であり、高齢者を無料にする必要性について検討されたい。

図 1 世帯主の年齢階級別貯蓄/負債現在高（二人以上のうち勤労者世帯）－平成 24 年－総務省統計局資料

